

平成 28 年 10 月 18 日

一 般 社 団 法 人
大阪市老人福祉施設連盟
施 設 長 各 位

一 般 社 団 法 人
大阪市老人福祉施設連盟
代表理事 後藤 静男

介護人材の処遇改善策に関する論点を提示 10/12給付費分科会

軽度者への訪問介護、重度化防止・自立支援の観点踏まえ検討を10/12介護保険部会

時下、ますます、ご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、既に周知のことと思われませんが、表題についてご報告致します。

◇1. 介護人材の処遇改善策に関する論点を提示 10/12介護給付費分科会

厚生労働省は10月12日、社会保障審議会の「介護給付費分科会」を開催。

(1) 平成27年度介護報酬改定の効果検証及び調査研究に係る調査（平成28年度調査）の調査票、(2) 介護人材の処遇改善—などを議論しました。

(1) 平成27年度介護報酬改定の効果検証及び調査研究に係る調査に関し、厚労省は、2016年度に実施予定の▽病院・診療所等が行う中重度者の医療ニーズに関する調査研究▽介護老人保健施設における施設の目的を踏まえたサービスの適正な提供体制等に関する調査研究▽介護老人福祉施設における医療的ケアの現状についての調査研究▽認知症高齢者への介護保険サービス提供におけるケアマネジメント等に関する調査研究▽居宅介護支援事業所及び介護支援専門員の業務等の実態に関する調査研究—など7事業に係る調査票案を提示しました。

資料には、それぞれの調査票案が付されています。

(2) 介護人材の処遇改善に関し、2016年8月2日に閣議決定された「未来への投資を実現する経済対策」では、他職種・他産業と比べて賃金の水準が低い傾向にある介護人材の処遇について、キャリアアップの仕組みを構築した上で、月額平均1万円相当の改善を2017年度から実施すると明記。2017年度に予定している介護報酬期中改定により実現を図るとしていました。

今回、厚労省は、介護人材の処遇改善の主な論点として、次の3点を示しています。

- 確実な処遇改善を担保していくためには、どのような仕組みが考えられるか
- 「ニッポン一億総活躍プラン」などにおいて、月額平均1万円相当の処遇改善と併せて「キャリアアップの仕組み」を構築するとされているが、具体的にどのような対応が考えられるか
- 介護職員処遇改善加算のあり方について、どのように考えるか

◇2. 軽度者への訪問介護、重度化防止・自立支援の観点踏まえ検討を

厚生労働省は10月12日、社会保障審議会の「介護保険部会」を開催し、(1)軽度者への支援のあり方、(2)福祉用具・住宅改修—などを議論しました。

(1)軽度者への支援のあり方に関し、2015年6月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2015」では、次期介護保険制度改正に向け、「軽度者に対する生活援助サービス・福祉用具貸与等やその他の給付について、給付の見直しや地域支援事業への移行を含め検討を行う」と明記されています。

厚労省は、訪問介護での生活援助について、訪問介護員の平均年齢が他の介護系職種に比べて高く、60歳以上が3割超を占めているとの調査結果もあることなどから、「対応の検討が必要」と提示。また、訪問介護での生活援助以外の介護給付・予防給付についても、重度化の防止、本人の自立支援という観点を踏まえつつ「保険給付の効率化・重点化を検討すべき」として、論点を次のように示しました。

- 軽度者に対する訪問介護における生活援助やその他の給付の地域支援事業（総合事業）への移行に関し、まずは介護予防訪問介護と介護予防通所介護の総合事業への移行などを進め、それぞれの状況を踏まえて検討を行う
- 軽度者に対する訪問介護における生活援助やその他の給付について、自立支援や重度化防止などの観点から、どのような方策が考えられるか
- 訪問介護における生活援助やその他の給付の負担のあり方に関し、要支援・要介護度に応じて違いを設けることについて、どのように考えるか

(2)福祉用具・住宅改修に関し、現在の利用者負担は、福祉用具・住宅改修ともに1割負担（一定以上の所得がある場合は2割負担）となっており、「軽度者に対する保険給付の割合を引き下げるべき」などの意見があります。これを受け、厚労省は「福祉用具・住宅改修の価格設定や保険給付の対象範囲、利用者負担のあり方等について、どのように考えるか」と論点を示しました。

当日の配布資料などについては、厚生労働省のHPにアップされています。
あわせてご覧ください。

介護給付費分科会

URL <http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000139544.html>

介護保険部会

URL <http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000139430.html>

【発信元】

一般社団法人 大阪市老人福祉施設連盟 事務局
〒543-0021 大阪市天王寺区東高津町 12-10
大阪市立社会福祉センター311号室
TEL 06-6765-3611 FAX 06-6765-3612